「法定事前開示書類（株式移転）（株式会社新日本建物）」

（会社法第 803 条第１項及び会社法施行規則第 206 条に定める書面）

2023 年 12 月６日
株式会社タスキ

2023年12月6日

株式移転に係る事前開示事項

東京都港区北青山二丁目７番９号
株式会社タスキ
代表取締役社長　柏村　雄

株式会社タスキ（以下「タスキ」といいます。）及び株式会社新日本建物（以下「新日本建物」といいます。）は、共同株式移転の方法により、2024年４月１日（以下「効力発生日」といいます。）をもって、両社の完全親会社となる株式会社タスキホールディングス（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）といたしました。

本株式移転に際して、会社法第803条第１項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転計画の内容

別紙１「株式移転計画（写）」に記載のとおりです。

2. 会社法第773条第１項第５号及び第６号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

タスキ及び新日本建物は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、タスキ及び新日本建物それぞれの株主に対して割当交付する共同持株会社の株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定いたしました。

① 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	タスキ	新日本建物
株式移転比率	2.24	1

（注１）本株式移転に係る株式の割当ての詳細

タスキの普通株式１株に対して、共同持株会社の普通株式2.24株を、新日本建物の普通株式１株に対して、共同持株会社の普通株式１株を割当交付いたします。但し、上記株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更又は重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社協議の上変更することがあります。

なお、共同持株会社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、タスキ又は新日本建物の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

（注２）共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）：

普通株式：51,455,153 株

上記はタスキの 2023 年９月 30 日時点における発行済株式総数（14,087,200 株）及び新日本建物の 2023 年９月 30 日時点における発行済株式総数（19,914,617 株）に基づいて記載しております。但し、タスキ及び新日本建物は、本株式移転の効力発生日の前日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、タスキが 2023 年９月 30 日時点で保有する自己株式である普通株式 96 株及び新日本建物が 2023 年９月 30 日時点で保有する自己株式である普通株式 14,576 株、並びに本株式移転に際して行使される会社法第 806 条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買い取りによって取得する自己株式については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記株式数は変動することがあります。

（注３）単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により、タスキ及び新日本建物の株主の皆様に割当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、タスキの株式を 45 株以上、又は新日本建物の株式を 100 株以上保有する等して、本株式移転により共同持株会社の株式の単元である 100 株以上の共同持株会社の株式の割当てを受けるタスキ又は新日本建物の株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100 株未満の共同持株会社の株式の割当てを受けるタスキ及び新日本建物の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を買い取ることを共同持株会社に請求することが可能です。

(2) 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

① 割当ての内容の算定根拠及び理由

タスキ及び新日本建物は、上記「(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率)」に記載の株式移転比率（以下「本株式移転比率」といいます。）の算定にあたり、本株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、タスキは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、新日本建物は株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）を両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

タスキは、下記「④公正性を担保するための措置」の「(ア) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村證券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「④公正性を担保するための措置」の「(イ) 独立した法律事務所からの助言」に記載のＴＭＩ総合法律事務所からの法的助言、並びにタスキ及びそのアドバイザーが新日本建物に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「①株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率)」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転はタスキ株主の皆様の利益に資するものとの判断に至りました。

新日本建物は、下記「④公正性を担保するための措置」の「(ア) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関であるみずほ銀行から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「④公正性を担保するための措置」の「(イ) 独立した法律事務所からの助言」に記載の中村・角田・松本法律事務所からの法的助言、並びに新日本建物及びそのアドバイザーがタスキに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「①株式移転に係る割当ての内容 (株式移転比率)」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転は新日本建物株主の皆様の利益に資するものとの判断に至りました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務状況、株価動向、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねた結果、最終的に上記「①株式移転に係る割当ての内容 (株式移転比率)」に記載の本株式移転の比率は妥当であり、本株式移転は両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2023 年 11 月 16 日に開催された両社の取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し本株式移転計画を共同で作成いたしました。

② 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

野村證券及びみずほ銀行のいずれも、タスキ及び新日本建物の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(イ) 算定の概要

野村證券は、本株式移転比率について、タスキの株式が東京証券取引所グロース市場、新日本建物の株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、タスキ及び新日本建物にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF 法」といいます。) をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、新日本建物の普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式を１株割当てる場合に、タスキの普通株式１株に割当てる共同持株会社株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定範囲
市場株価平均法	2.02～2.28
類似会社比較法	0.96～2.30
DCF 法	1.26～6.26

なお、市場株価平均法については 2023 年 11 月 15 日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2023 年 11 月９日から算定基準日までの５営業日の株価終値平

均、2023 年 10 月 16 日から算定基準日までの１ヶ月間の株価終値平均、2023 年８月 16 日から算定基準日までの３ヶ月間の株価終値平均、2023 年５月 16 日から算定基準日までの６ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証等は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率の算定は、2023 年 11 月 15 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、タスキの財務予測その他将来に関する情報については、タスキの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、新日本建物の財務予測その他将来に関する情報については、タスキの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従いタスキ及び新日本建物の財務状況が推移することを前提としております。

また、野村證券が DCF 法による算定の前提としたタスキ及び新日本建物の事業計画には、本株式移転によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券が DCF 法による算定の前提とした 2024 年９月期から 2026 年９月期までのタスキの事業計画及び 2024 年３月期から 2026 年３月期までの新日本建物の事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、タスキにおいては、SaaS 事業の拡販フェーズへの移行及び Life Platform 事業の拡大を要因として、2024 年９月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約 30%及び 2026 年９月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約 31%増加することが見込まれております。また、新日本建物においては、流動化事業における、大型案件の物流施設や東京 23 区の好立地を中心とした他デベロッパー向けマンション開発用地の販売、マンション販売事業における、高品質な資産運用型マンションの販売が順調に進捗したことを要因として、2024 年３月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約 34%増加することが見込まれております。

みずほ銀行は、株式移転比率について、新日本建物の株式が東京証券取引所スタンダード市場、タスキの株式が東京証券取引所グロース市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法による算定を行うとともに、新日本建物及びタスキにはそれぞれ比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を反映するため、DCF 法をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、新日本建物の普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式を１株割当てる場合に、タスキの普通株式１株に割当てる共同持株会社株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定範囲
市場株価基準法	2.02～2.28
類似企業比較法	1.45～1.98
DCF 法	1.56～2.92

なお、市場株価基準法については 2023 年 11 月 15 日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2023 年 11 月９日から算定基準日までの５営業日の株価終値平均、2023 年 10 月 16 日から算定基準日までの１ヶ月間の株価終値平均、2023 年８月 16 日から算定基準日までの３ヶ月間の株価終値平均、2023 年５月 16 日から算定基準日までの６ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

みずほ銀行は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証等は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。みずほ銀行の株式移転比率の算定は、2023 年 11 月 15 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、新日本建物の財務予測その他将来に関する情報については、新日本建物の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、タスキの財務予測その他将来に関する情報については、新日本建物の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い新日本建物及びタスキの財務状況が推移することを前提としております。

また、みずほ銀行が DCF 法による算定の前提とした新日本建物及びタスキの事業計画には、本株式移転によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、みずほ銀行が DCF 法による算定の前提とした 2024 年３月期から 2026 年３月期までの新日本建物の事業計画及び 2024 年９月期から 2026 年９月期までのタスキの事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、新日本建物においては、流動化事業における、大型案件の物流施設や東京 23 区の好立地を中心とした他デベロッパー向けマンション開発用地の販売、マンション販売事業における、高品質な資産運用型マンションの販売が順調に進捗したことを要因として、2024 年３月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約 34%増加することが見込まれております。また、タスキにおいては、SaaS 事業の拡販フェーズへの移行及び Life Platform 事業の拡大を要因として、2024 年９月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約 30%及び 2026 年９月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約 31%増加することが見込まれております。

③ 共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

タスキ及び新日本建物は、新たに設立する共同持株会社の株式について、グロース市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行う予定です。上場日は 2024 年４月１日を予定しております。また、タスキ及び新日本建物は、テクニカル上場後に

プライム市場への市場変更を目指すことで一致しており、現時点では変更申請日や承認日は未定であります。

また、タスキ及び新日本建物は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2024年３月28日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式の上場が承認された場合には、タスキ及び新日本建物の株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された共同持株会社の株式を取引することができます。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

④ 公正性を担保するための措置

タスキ及び新日本建物は、本株式移転比率の公正性その他本株式移転の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

（ア）独立した第三者算定機関からの算定書の取得

タスキは、タスキの株主の皆様のために、タスキ及び新日本建物から独立した第三者算定機関である野村證券より、2023年11月15日付で、本株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2)本株式移転に係る割当ての内容の根拠等」の「②算定に関する事項」をご参照ください。なお、タスキは野村證券から本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

他方、新日本建物は、新日本建物の株主の皆様のために、タスキ及び新日本建物から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行より、2023年11月15日付で、本株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2)本株式移転に係る割当ての内容の根拠等」の「②算定に関する事項」をご参照ください。なお、新日本建物はみずほ銀行から本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

（イ）独立した法律事務所からの助言

タスキは、本株式移転の法務アドバイザーとして、ＴＭＩ総合法律事務所より、本株式移転の諸手続き及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点からの助言を受けております。

他方、新日本建物は、本株式移転の法務アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所より、本株式移転の諸手続き及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点からの助言を受けております。

なお、ＴＭＩ総合法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所は、いずれもタスキ及び新日本建物から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

新日本建物の第３位株主であり、取締役会長としての地位を有する村上三郎氏（以下「村上氏」といいます。）は、タスキの筆頭株主であり、取締役ではないものの相

談役としての地位を有しているため、利益相反防止の観点から、タスキ、新日本建物のいずれにおいても、本株式移転に関する取締役会における審議及び決議には一切関与しておらず、本株式移転に関する交渉にも関与しておりません。

2023年11月16日開催のタスキの取締役会においては、出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。また、上記取締役会において、タスキの監査役全員は、本株式移転計画の作成に異議がない旨の意見を述べております。

一方、2023年11月16日開催の新日本建物の取締役会においては、利益相反防止の観点から本株式移転に関する審議及び決議に参加しない村上氏を除いた出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。また、上記取締役会において、新日本建物の監査役全員は、本株式移転計画の作成に異議がない旨の意見を述べております。

(3) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

タスキ及び新日本建物は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

資本金の額	3,000,000,000円
資本準備金の額	750,000,000円
利益準備金の額	0円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、タスキと新日本建物で協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

3. 会社法第773条第1項第7号及び第8号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 新日本建物に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

新日本建物の最終事業年度（2023年3月期）に係る計算書類等の内容につきまし

ては、別紙２に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 剰余金の配当

新日本建物は、2024 年３月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、１株あたり 30 円を限度とする剰余金の配当を行うことを予定しております。

② 自己株式の消却

新日本建物は、本株式移転の効力発生日の前日までに、新日本建物が現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（なお、2023 年９月 30 日時点における自己株式は普通株式 14,576 株ですが、実際に消却する自己株式数は変動する可能性があります。）を、消却することを予定しております。

6. タスキにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 剰余金の配当

タスキは、2023 年９月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、１株あたり 29 円を限度とする剰余金の配当を行うことを予定しております。

また、タスキは、2024 年３月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、１株あたり 26 円を限度とする剰余金の配当を行うことを予定しております。

(2) 自己株式の消却

タスキは、本株式移転の効力発生日の前日までに、タスキが現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（なお、2023 年９月 30 日時点における自己株式は普通株式 96 株ですが、実際に消却する自己株式数は変動する可能性があります。）を、消却することを予定しております。

7. 本株式移転が効力を生じる日以降における共同持株会社の債務の履行の見込みに関する事項

該当事項はありません。

以上

別紙１　株式移転計画書（写）

株 式 移 転 計 画 書

株式会社タスキ（以下「タスキ」という。）と株式会社新日本建物（以下「新日本建物」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本移転計画」という。）を作成する。

第１条　（株式移転）

本移転計画の定めるところに従い、タスキ及び新日本建物は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第６条に定義する。以下同じ。）において、タスキ及び新日本建物の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第２条　（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1.　新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1)　目的

新会社の目的は、別紙の「定款」第２条記載のとおりとする。

(2)　商号

新会社の商号は、「株式会社タスキホールディングス」とし、英文では「TASUKI Holdings Inc.」と表示する。

(3)　本店の所在地

新会社の本店の所在地は、東京都港区とし、本店の所在場所は、東京都港区北青山二丁目７番９号とする。

(4)　発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

2.　前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙「定款」記載のとおりとする。

第３条　（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1.　新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役（代表取締役会長に選定予定）	近藤　学
取締役（代表取締役社長に選定予定）	柏村　雄
取締役	村田浩司
取締役	茂木敬裕
社外取締役	小野田麻衣子
社外取締役	大場睦子

2.　新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

社外監査役（常勤監査役に選定予定）	古賀一正
社外監査役	南　健
社外監査役	熊谷文麿

3.　新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
仰星監査法人

第4条　（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1.　新会社は、本株式移転に際して、タスキ及び新日本建物の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるタスキ及び新日本建物の株主に対し、その所有するタスキ又は新日本建物の普通株式に代わり、(ⅰ)タスキが基準時に発行している普通株式数に 2.24 を乗じた数、及び(ⅱ)新日本建物が基準時に発行している普通株式数に1を乗じた数の合計に相当する数の新会社の普通株式を交付する。

2.　新会社は、前項の規定により交付される新会社の普通株式を、基準時におけるタスキ及び新日本建物の株主に対して、以下の割合をもって割り当てる。
(1)　タスキの株主に対しては、その所有するタスキの普通株式 1 株につき、新会社の普通株式 2.24 株の割合
(2)　新日本建物の株主に対しては、その所有する新日本建物の普通株式 1 株につき、新会社の普通株式1株の割合

3.　前二項の計算において、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第 234 条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条　（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。
(1)　資本金の額
3,000,000,000 円
(2)　資本準備金の額
750,000,000 円
(3)　利益準備金の額
0 円
(4)　資本剰余金の額
会社計算規則第 52 条第 1 項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第6条　（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2024 年 4 月 1

日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、タスキ及び新日本建物が協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第 7 条　（株式移転計画承認株主総会）

1.　タスキは、2023 年 12 月 21 日を開催日として定時株主総会を招集し、本移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2.　新日本建物は、2024 年 1 月 25 日を開催日として臨時株主総会を招集し、本移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

3.　本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、タスキ及び新日本建物が協議の上、合意により前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

第 8 条　（剰余金の配当）

1.　タスキは、2024 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 26 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

2.　新日本建物は、2024 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 30 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

3.　タスキ及び新日本建物は、前二項に定める場合を除き、新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。ただし、タスキ及び新日本建物が協議の上、合意した場合についてはこの限りでない。

第 9 条　（株式上場、株主名簿管理人）

1.　新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定する。

2.　新会社の設立時における株主名簿管理人はみずほ信託銀行株式会社とする。

第 10 条　（自己株式の消却）

タスキ及び新日本建物は、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第 806 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時において消却するものとする。

第 11 条　（会社財産の管理等）

タスキ及び新日本建物は、本移転計画作成後新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、タスキ及び新日本建物は、それぞれ（その子会社を含む。）の財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本移転計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめタスキ及び新日本建物が協議の上、他方当事者の同意を得てこれを行い、又はこれを行わせる。

第 12 条　（本移転計画の効力）

本移転計画は、（ⅰ）第 7 条に定めるタスキ若しくは新日本建物の株主総会のいずれかにおいて本移転計画の承認若しくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、（ⅱ）本株式移転につき必要な法令に定める関係当局等の承認等が得られなかった場合、又は（ⅲ）次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第 13 条　（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本移転計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間において、タスキ又は新日本建物の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、タスキ及び新日本建物は、協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第 14 条　（協議事項）

本移転計画に定める事項のほか、本移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本移転計画の趣旨に従い、タスキ及び新日本建物が別途誠実に協議の上、合意により定める。

以　上

本移転計画作成の証として、本書 2 通を作成し、タスキ及び新日本建物が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2023 年 11 月 16 日

東京都港区北青山二丁目7番9号
株式会社タスキ
代表取締役社長　柏村　雄



東京都新宿区新宿四丁目3番17号
株式会社新日本建物
代表取締役社長　近藤　学



別紙

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第1条　当会社は、株式会社タスキホールディングスと称し、英文では、TASUKI Holdings Inc.と表示する。

（目　的）

第2条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理すること並びにこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことを目的とする。

(1) 人工知能（ＡＩ）を用いた各種ソリューションサービスの提供
(2) 人工知能（ＡＩ）プログラムの研究及び開発
(3) 顧客向けサービスのためのプラットフォーム・システムの開発、販売、提供及び紹介業務
(4) インターネットを用いた情報提供サービス業及び商取引・決済処理並びに情報処理サービス業
(5) データ分析・解析事業
(6) 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
(7) 不動産に関するコンサルティング業務
(8) 建築の設計及び監理
(9) 建築工事に関する施工及び請負
(10) 建築資材の輸出入及び売買
(11) 不動産鑑定業
(12) 不動産投資信託委託業及び不動産投資法人資産運用業
(13) 不動産投資顧問業
(14) 不動産特定共同事業法に基づく事業
(15) 高齢者向集合住宅施設の経営並びに当該施設の利用権の販売及び仲介
(16) ホテル、旅館等の宿泊施設、飲食店及びスポーツ施設の経営
(17) 不動産担保貸付その他金銭の貸付
(18) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理業務
(19) 経営コンサルタント及び各種マーケティングリサーチ業務
(20) 第二種金融商品取引業

(21) 貸金業

2　当会社は、前項各号の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機　関）

第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

（公告方法）

第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、150,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第7条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条　当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第9条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り等当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第12条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章　　株　主　総　会

（招　集）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権

を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　前項の場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第18条　株主総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第４章　　取締役及び取締役会

（員　数）

第19条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（選任方法）

第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第21条　取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3　取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から取締役社長 1 名を定めるものとし、必要に応じて取締役の中から、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（業務執行）

第23条　取締役社長は当会社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役は、取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌する。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第26条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第27条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第28条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役会議事録）

第29条　取締役会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役が記名押印又は署名若しくは電子署名をした上で、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

（報酬等）

第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益

（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（責任免除等）

第31条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（員　数）

第32条　当会社の監査役は、4 名以内とする。

（選任方法）

第33条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（補欠監査役の選任）

第34条　当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。

2　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該選任決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任　期）

第35条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第 1 項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤監査役）

第36条　監査役会は、その決議によって監査役の中から 1 名以上の常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第37条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議）

第38条　監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第39条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役会議事録）

第40条　監査役会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席監査役が記名押印又は署名若しくは電子署名をした上で、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

（報酬等）

第41条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（責任免除等）

第42条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　会計監査人

（選任方法）

第43条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任　期）

第44条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第45条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第46条　当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

（期末配当）

第47条　剰余金の配当は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

（中間配当）

第48条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第49条　配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2　未払の配当金には利息をつけない。

第８章　　附　　則

（最初の事業年度）

第50条　第 46 条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から 2024 年 9 月 30 日までとする。

（取締役及び監査役の当初の報酬等）

第51条　第 30 条及び第 41 条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の総額は年額 500,000,000 円以内とし、監査役の報酬等の総額は年額 50,000,000 円以内とする。

2　前項の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額は、年額 100,000,000 円以内とする（以下、報酬の対象となる取締役を「対象取締役」という。）。

対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭

報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当会社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当会社取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結していることを条件とする（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」という。）。また、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の167,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とする。ただし、当会社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとする。

(1) 対象取締役は、本割当株式の割当てを受けた日から3年間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他の一切の処分行為をすることができない。

(2) 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して当会社又は当会社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、対象取締役が、当会社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

(3) 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当会社又は当会社子会社の取締役の地位から退任した場合には、当会社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち上記(1)の本譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得する。

(4) 当会社は、本譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社株主総会による承認を要さない場合においては、当会社取締役会）で承認された場合には、当会社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。上記に規定する

場合には、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 本割当契約に関するその他の事項は、当会社取締役会において定める。

（附則の削除）

第52条　本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

以　上

別紙２　新日本建物の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸　借　対　照　表

（2023年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	24,565,840	流動負債	8,416,042
現金及び預金	6,920,669	工事未払金	391,676
販売用不動産	3,212,035	短期借入金	2,194,000
仕掛販売用不動産	13,895,131	１年内返済予定の長期借入金	4,315,793
原材料及び貯蔵品	1,130	１年内償還予定の社債	50,000
前渡金	172,100	リース債務	4,196
前払費用	30,289	未払金	10,027
その他	334,483	未払費用	82,662
		未払法人税等	175,034
固定資産	1,744,266	前受金	1,125,217
有形固定資産	607,063	預り金	10,292
建物	506,682	賞与引当金	56,872
構築物	6,646	その他	269
工具、器具及び備品	13,980	固定負債	8,800,633
土地	79,594	社債	150,000
リース資産	158	長期借入金	8,455,973
無形固定資産	6,518	リース債務	1,127
借地権	1,465	資産除去債務	26,212
ソフトウェア	282	退職給付引当金	51,926
リース資産	4,771	役員退職慰労引当金	79,766
投資その他の資産	1,130,684	その他	35,627
投資有価証券	690,102	負債合計	17,216,676
関係会社株式	20,389	純資産の部	
出資金	31,630	株主資本	8,971,887
長期前払費用	5,169	資本金	854,500
差入保証金	76,376	資本剰余金	40,983
繰延税金資産	287,116	資本準備金	40,983
その他	34,707	利益剰余金	8,080,907
貸倒引当金	△14,807	利益準備金	172,641
		その他利益剰余金	7,908,265
		繰越利益剰余金	7,908,265
繰延資産	2,925	自己株式	△4,502
社債発行費	2,925	評価･換算差額等	124,467
		その他有価証券評価差額金	124,467
		純資産合計	9,096,355
資産合計	26,313,031	負債及び純資産合計	26,313,031

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022 年 4 月 1 日から
2023 年 3 月 31 日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		21,105,371
売上原価		17,148,752
売上総利益		3,956,619
販売費及び一般管理費		1,954,191
営業利益		2,002,427
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,823	
受取地代家賃	27,939	
保険解約返戻金	21,150	
その他	1,167	55,080
営業外費用		
支払利息	239,548	
その他	2,055	241,603
経常利益		1,815,904
特別利益		
関係会社株式売却益	340,000	340,000
特別損失		
投資有価証券売却損	2,390	
関係会社株式評価損	5,637	
工事補償損失	44,601	52,629
税引前当期純利益		2,103,274
法人税、住民税及び事業税	294,793	
法人税等調整額	△77,882	216,910
当期純利益		1,886,363

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	854,500	40,983	40,983	159,234	6,473,138	6,632,373
当期変動額						
剰余金の配当				13,407	△451,237	△437,829
当期純利益					1,886,363	1,886,363
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	―	13,407	1,435,126	1,448,533
当期末残高	854,500	40,983	40,983	172,641	7,908,265	8,080,907

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△4,192	7,523,664	88,882	88,882	7,612,547
当期変動額					
剰余金の配当		△437,829			△437,829
当期純利益		1,886,363			1,886,363
自己株式の取得	△310	△310			△310
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			35,585	35,585	35,585
当期変動額合計	△310	1,448,223	35,585	35,585	1,483,808
当期末残高	△4,502	8,971,887	124,467	124,467	9,096,355

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1.　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2)　棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産	個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(3)　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　８～50年 構築物　10～20年 工具、器具及び備品　３～20年
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4)　引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与に充てるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合退職による期末要支給額の100%）の見込額に基づき計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 流動化事業

流動化事業は、他デベロッパー向けの開発用地等の販売及び当社が用地仕入から施工まで行った物流倉庫及びオフィスビル等の販売であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

② マンション販売事業

マンション販売事業は、用地仕入から施工まで行ったマンションを顧客へ販売しており、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

③ アセットホールディング事業

アセットホールディング事業は、自社保有の居住用マンションの賃貸事業を行っており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号　2007年３月30日）に基づいて収益を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。ただし2020年10月１日以後の居住用賃貸建物の取得等に係る控除対象外消費税等については、流動資産に計上し当該販売用不動産及び仕掛販売用不動産の販売及び引渡した事業年度の期間費用としております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 販売用不動産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	3,212,035千円
仕掛販売用不動産	13,895,131千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（イ）当事業年度の計算書類に計上した金額の算定方法

計算書類に計上した販売用不動産及び仕掛販売用不動産は、プロジェクトごと

の事業計画により予測される正味売却価額と帳簿価額のいずれか低い方の金額で評価しております。

（ロ）主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響

正味売却価額の見積りについては、所在する地域の市場動向や価格情報、物件における収益利回り等に基づいて算定しております。

正味売却価額の算定にあたっては慎重に検討しておりますが、販売計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じ、正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には評価損が必要となる可能性があります。

(2) 繰延税金資産の見込み額

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	287,116千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	3,212,035千円
仕掛販売用不動産	13,270,834千円
建物	402,974千円
土地	79,594千円
合計	16,965,439千円

② 担保付債務

短期借入金	2,194,000千円
１年内返済予定の長期借入金	4,301,790千円
長期借入金	8,278,887千円
合計	14,774,677千円

上記以外に、信用保証会社に対する手付金等保証のため投資有価証券5,000千円及び差入保証金36,400千円を、顧客の住宅ローン保証のため差入保証金997千円を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 181,624千円

(3) 偶発債務

次の会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

保証先	当事業年度
㈱エール	332,000千円
合計	332,000千円

(4)　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権　487千円

4.　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1)　営業取引高

売上高　16,614千円

営業費用　159,076千円

(2)　営業取引以外の取引高

営業外収益　1,336千円

（注）当社の関係会社（子会社）であった株式会社エールは、当事業年度中で全株式を譲渡いたしました。そのため、上記の金額には、当該関係会社（子会社）に該当していた期間の取引高を含んでおります。

5.　株主資本等変動計算書に関する注記

(1)　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	19,914,617	―	―	19,914,617
合計（株）	19,914,617	―	―	19,914,617

(2)　自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	13,256	700	―	13,956
合計（株）	13,256	700	―	13,956

（注）普通株式の自己株式の増加700株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(3)　配当に関する事項

① 配当金支払額

2022年６月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額　437,829千円

（ロ）配当の原資　利益剰余金

（ハ）１株当たり配当額　22円

（ニ）基準日　2022 年 3 月 31 日

（ホ）効力発生日　2022 年 6 月 29 日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年６月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額	597,019千円
（ロ）配当の原資	利益剰余金
（ハ）１株当たり配当額	30円
（ニ）基準日	2023年 3 月 31 日
（ホ）効力発生日	2023 年 6 月 29 日

(4)　当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6.　収益認識に関する注記

(1)　収益の分解情報

（単位：千円）	売上区分				合計
	流動化事業	マンション販売事業	アセットホールディング事業	その他	
一時点で移転される財	9,173,754	11,799,382	59	20,932	20,994,128
一定の期間にわたり移転される財	―	―	―	―	―
顧客との契約から生じる収益	9,173,754	11,799,382	59	20,932	20,994,128
その他の収益（注）	―	48,593	62,649	―	111,243
外部顧客への売上高	9,173,754	11,847,976	62,709	20,932	21,105,371

（注）「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収入等であります。

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記の「(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。また、当事業年度より、経営資源の配分・経営管理体制等の実態を踏まえ、より適切な経営情報の開示を行うため、従来報告セグメントとしていた「戸建販売事業」を「その他」へ含めるとともに、「その他」に含まれていた「アセットホールディング事業」を報告セグメントとして記載することといたしました。

(3)　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係及び当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期に関する情報

契約負債の残高等

（単位：千円）	当事業年度
契約負債（期首残高）	23,020
契約負債（期末残高）	1,125,217

契約負債は主に引渡時に収益を認識する顧客との不動産売買契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。契約負債の増減は前受金の受領による増加及び収益認識により生じたものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

7.　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,534千円
繰越欠損金	313,148千円
その他	145,467千円
繰延税金資産　小計	463,150千円
評価性引当額	△114,262千円
繰延税金資産　合計	348,887千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△54,932千円
資産除去債務に係る固定資産	△6,839千円
繰延税金負債　合計	△61,771千円
繰延税金資産　純額	287,116千円

8.　金融商品に関する注記

(1)　金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入によっております。

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。なお、当事業年度末時点において売掛金は保有しておりません。

借入金は、主としてマンションや物流施設などの開発販売事業を行うためのプロジェクトに照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。

デリバティブ取引は、主として支払金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引をヘッジ手段として利用し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当事業年度末時点においてデリバティブ取引は行っておりません。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

2023年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 投資有価証券(※２)	209,300	209,300	―
資産計	209,300	209,300	―
② 社債(※３)	200,000	199,630	△369
③ 長期借入金(※４)	12,771,766	12,770,591	△1,174
負債計	12,971,766	12,970,222	△1,543

(※１)「現金及び預金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※２) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借

対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	480,802

（※３）１年内償還予定の社債を含めて表示しております。
（※４）１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(3)　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	209,300	—	—	209,300
資産計	209,300	—	—	209,300

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債	—	199,630	—	199,630
長期借入金	—	12,770,591	—	12,770,591
負債計	—	12,970,222	—	12,970,222

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を元に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

9.　賃貸等不動産に関する注記

(1)　賃貸等不動産の状況に関する事項

福岡県において賃貸マンションを保有しております。

(2)　賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）
561,751	758,000

（注）1.　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
（注）2.　時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等（「財務諸表のための価格調査の実施に関する基本的な考え方」に基づく原則的時価算定）に基づく金額であります。また、新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、貸借対照表計上額をもって時価としております。

10.　関連当事者との取引に関する注記

(1)　役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
重要な子会社の役員	池田　友彦	0.4%	子会社代表取締役社長	関係会社株式の譲渡（注）1	92,700	―	―

（注）1.　関係会社株式の譲渡については、2022年11月に一部株式を譲渡したものであり、その価格条件については、第三者機関による株価算定の結果を踏まえ、決定しております。
（注）2.　池田　友彦氏は、2023年３月に当社が保有する㈱エール株式の全てを同社の自己株式取得に応じて譲渡したことにより重要な子会社の役員に該当しなくなりました。上記事項は該当取引が行われた時点での状況に基づき記載しております。

11.　１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　　457円09銭

(2)　１株当たり当期純利益　　94円79銭

（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	1,886,363千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る当期純利益	1,886,363千円
普通株式の期中平均株式数	19,901千株

事　業　報　告

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復基調にあり、全国旅行支援等による対面型サービスを中心とした個人消費の増加が景気の緩やかな持ち直しを後押ししました。また、水際対策緩和や円安効果により、インバウンド需要は回復傾向にあり、今後一層の需要拡大が見込まれ、アフターコロナの環境下での更なる景気の改善が期待されます。一方で、ウクライナ情勢の長期化に起因する資源価格の高騰や物価の上昇、また世界的な金融引き締め、円安の進行は景気の下振れリスクとなっており、家計においても、節約志向の強まりから個人消費の回復が遅れるリスクが潜在している等、今後の動向については留意が必要です。

当社が属する不動産業界では、不動産投資市場については、海外投資家による投資意欲は引き続き旺盛であったものの、国内投資家による投資は慎重になり、累計投資額は前年を下回りました。物流施設市場におきましては、首都圏において新規供給の拡大により空室率は上昇しているものの、物流企業やe-コマース事業者を中心に需要は底堅く推移しています。賃貸オフィス市場では、都心エリアを中心にオフィスワークとリモートワークの併用を考慮したテナント移転が活発になったものの、新規オフィスビルの大量供給により、空室率はやや高い状況となりました。新築マンション市場については、首都圏において、資材価格の上昇や半導体不足による建設工事費の高騰、また、供給が抑制されたことによるマンション価格の上昇等が要因となり、供給戸数が２年ぶりに減少しました。

このような事業環境のもと、当社は中長期的な成長に向けて、強みである仕入企画力や事業提案力を活かし、事業用地の仕入・販売活動に取り組んでまいりました。流動化事業においては、大型案件のプロジェクトを完了させる等、他デベロッパー向けの開発用地の販売を着実に積み上げました。マンション販売事業においては、東京23区にて、当社最上位グレードの「ルネサンスプレミアムコート」シリーズをはじめ、駅近で高品質な資産運用型マンションの一棟販売並びに複数棟一括販売を進捗させました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は211億５百万円（前期比8.4%増）、営業利益は20億２百万円（前期比15.5%増）、経常利益は18億15百万円（前期比19.8%増）、当期純利益は18億86百万円（前期比52.6%増）と増収・増益を達成いたしました。

(2)　セグメント別の営業の概況

セグメント別の売上高及び営業損益の金額は、以下のとおりです。

（流動化事業）

当事業年度は、東京23区を中心に他デベロッパー向け開発用地の仕入・販売活動を行ってまいりました。

販売面におきましては、都心物件の「六本木プロジェクト」（東京都港区）や、「御茶ノ水プロジェクト」（東京都文京区）、「駒込プロジェクト」（東京都北区）、大型案件である「中河原プロジェクト」（東京都府中市）をはじめとする16件（前期16件）の引渡しを行いました。

この結果、売上高は91億73百万円（前期比13.5%減）、営業利益は12億23百万円（前期比9.9%減）となりました。

（マンション販売事業）

当事業年度は、東京23区にて仕入・開発・販売活動を展開し、資産運用型マンションの一棟販売並びに複数棟一括販売を行ってまいりました。

販売面におきましては「ルネサンス松濤プレミアムコート（８戸）」（東京都渋谷区）、「ルネサンスコート築地（28戸）」（東京都中央区）、「ルネサンスコート高田馬場（28戸）」（東京都新宿区）、「ルネサンスコート世田谷若林（38戸）」（東京都世田谷区）など、合計で14棟、販売戸数318戸（前期比97戸増）の引渡しを行いました。

この結果、売上高は118億47百万円（前期比34.7%増）、営業利益は16億54百万円（前期比54.3%増）となりました。

（アセットホールディング事業）

当事業年度は、所有する２棟の賃貸用不動産を継続して運営を行った結果、売上高62百万円（前期比1.9%減）、営業利益20百万円（前期比3.7%増）となりました。

（その他）

当事業年度の売上高は20百万円となり、営業利益は11百万円を計上いたしました。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資は総額31,312千円であり、主に本社の内装整備工事によるものであります。

(4) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

(5) 会社の財産及び損益の状況の推移

期別 / 項目別	第 36 期 (2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)	第 37 期 (2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)	第 38 期 (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)	第 39 期 (当事業年度) (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)
売上高（百万円）	16,907	15,794	19,468	21,105
経常利益（百万円）	1,570	1,433	1,515	1,815
当期純利益（百万円）	1,328	973	1,236	1,886
１株当たり当期純利益（円）	66.73	48.90	62.11	94.79
総資産（百万円）	23,254	21,462	20,419	26,313
純資産（百万円）	6,298	6,810	7,612	9,096

(6) 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復基調にあり、ウィズコロナの環境下での個人消費の増加が景気の緩やかな持ち直しを後押ししました。

一方で、ウクライナ情勢の長期化による原材料・物流費の高騰や、食品・サービスの値上げ等の物価上昇、また世界的な金利の上昇等は依然として企業物価指数の上昇や家計の圧迫等、景気の下振れリスクとなっており、今後の動向については留意が必要です。

当社はそのような状況の中、首都圏を中心とする営業基盤において、安定的な収益の確保と中長期的な企業価値の向上を図るため①資産運用型マンション事業の積極的な展開②物流施設開発事業を含む流動化事業の多様化③資産価値と地球環境保全を両立する

資産運用型マンションの開発④人材育成と強固な組織体制の構築⑤財務基盤の安定化を引き続き重要な経営課題として取り組んでまいります。

今後におきましても、市況を見極めながら資産運用型マンション開発用地や物流施設用地等の新規物件の取得を計画的に進め、市場環境の変化に柔軟に対応する経営基盤を強化することにより、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

当事業年度において、当社子会社については、当企業集団の財政状態及び経営成績の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結の範囲から除外しております。

(8) 主要な事業内容

当社は、東京23区内を中心として他デベロッパー向けの開発用地等の販売や収益物件等の企画販売、マンション等の開発・販売を主な事業の内容としております。

当社の事業内容及び事業に係る位置付けは次のとおりであり、セグメントと同一の区分によっております。

セグメント区分	主要な商品又はサービス等
流動化事業	主要な商品は、主に都心部における他デベロッパー向けの開発用地等であります。 また、物流施設等の収益不動産の開発、販売を行っております。 当社が、情報収集、調査、企画、設計等を一貫して行うほか、事業推進に係る附帯業務請負を行っております。
マンション販売事業	主要な商品は、主に都心部において自社開発や他社との共同開発等によるマンションであります。 当社が、情報収集、調査、企画、設計等を一貫して行うほか、事業推進に係る附帯業務請負を行っております。
アセットホールディング事業	福岡県において賃貸マンションを保有しております。
その他	建築請負事業、仲介事業、不動産に関するコンサルティング事業等を行っております。

(9) 主要な事業所

名　　称	所 在 地
本　　社	東京都新宿区
横 浜 支 店	神奈川県横浜市

(10) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）
流動化事業	11
マンション販売事業	12
アセットホールディング事業	1
その他	1
全社（共通）	15
合計	40

（注） 1. 全社（共通）として記載している従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

2. 当事業年度末において、当社において使用する従業員の平均年齢は39.1歳であり、平均勤続年数は6.2年であります。

(11) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
城北信用金庫	2,100百万円
株式会社きらぼし銀行	1,989百万円
湘南信用金庫	1,383百万円
大東京信用組合	1,021百万円
株式会社静岡銀行	904百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) ① 発行可能株式総数　49,060,000株

② 発行済株式の総数　19,914,617株(うち自己株式13,956株)

(2) 当事業年度末の株主数　17,835名

(3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ユニテックス	2,273,400株	11.42%
株式会社東京ウエルズ	1,243,460株	6.25%
村上 三郎	800,000株	4.02%
株式会社ジェイ・エス・ビー	688,460株	3.46%
京東株式会社	628,400株	3.16%
中野 孝一	404,200株	2.03%
JPモルガン証券株式会社	334,684株	1.68%
ルーデン・ホールディングス株式会社	320,000株	1.61%
株式会社大勝	300,000株	1.51%
松下 彰利	250,000株	1.26%

(注) 持株比率は、自己株式(13,956株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2023年３月31日現在)

地位	氏名	担当職務及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	近藤 学	社長執行役員 事業本部長
専務取締役	長岡 淳	専務執行役員 事業本部都市開発一部長
取締役	茂木 敬裕	執行役員 管理本部長兼財務経理部長

取締役会長	村上三郎	
取締役	田口　雄	税理士 田口雄税理士事務所代表
取締役	根本美緒	
常勤監査役	荒井禎司	
監査役	小林秀一	税理士 小林法務会計事務所代表
監査役	大江耕治	弁護士 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー

（注）1. 取締役田口　雄氏及び根本　美緒氏は、社外取締役であります。なお、当社は取締役田口　雄氏及び根本　美緒氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に対し届け出ております。
2. 取締役田口　雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役茂木　敬裕氏及び根本　美緒氏は、2022年６月28日開催の第38期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
4. 取締役根本　美緒氏の戸籍上の氏名は、野尻　美緒であります。
5. 監査役小林　秀一氏及び大江　耕治氏は、社外監査役であります。なお、当社は監査役小林　秀一氏及び大江　耕治氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に対し届け出ております。
6. 監査役小林　秀一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役大江　耕治氏は、2022年６月28日開催の第38期定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。
8. 池田　友彦氏及び佐藤　啓明氏は、2022年６月28日付で任期満了により取締役を退任いたしました。
9. 菊地　謙治氏は、2022年６月28日付で任期満了により監査役を退任いたしました。

(2)　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(3)　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならない等、一定の免責事由があります。

(4)　取締役及び監査役の報酬等の額

	支給人員	報酬等の額	摘　要
取締役 （うち社外取締役）	8名 （2名）	295,322千円 （8,970千円）	
監査役 （うち社外監査役）	4名 （3名）	20,592千円 （6,270千円）	
計	12名 （5名）	315,914千円 （15,240千円）	

（注）1. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額23百万円（取締役21百万円、監査役1百万円）を含んでおります。
2. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2022年６月28日開催の第38期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役２名及び監査役1名を含んでおります。
3. 上記報酬等の額の他、2022年6月28日開催の第38期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役2名に対し、退職慰労金として141百万円を贈呈しております。なお、この金額には上記及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額65百万円が含まれております。
4. 上記報酬等の額の他、2022年6月28日開催の第38期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役1名に対し、退職慰労金として２百万円を贈呈しております。なお、この金額には上記及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額２百万円が含まれております。

(5) 報酬決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は1994年６月２日開催の臨時株主総会において限度額を年額300百万円以内として決議しております(使用人兼務取締役の使用人分の給与額は含まないものとする）。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は６名です。

当社監査役の金銭報酬の額は1994年６月２日開催の臨時株主総会において限度額を50百万円以内として決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。

(6) 取締役の報酬の決定方針に関する事項

ア．当該方針の決定方法

2021年２月16日開催の取締役会決議により決定しております。

イ．当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬等の額又は方法の決定に関して、役員の役割及びその職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、短期的な業績の変動にとらわれずに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献を促すために、基本報酬（金銭報酬）を支払うものとします。

基本報酬は、株主総会で決議された取締役の報酬限度額、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の経営内容・業績並びに社員給与の水準とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

また、基本報酬は月例の月額固定報酬と各事業年度内に賞与として支給する報酬とします。

ウ．当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該基本方針については、当該取締役会決議日以前から既に社内規程において規定され、これに基づいて運用を行ってきたものであり、これまでも各取締役の報酬については、各取締役の職責や役割等が勘案されていることから、取締役会は、当該事業年度においても当該基本方針に沿い適正な評価が行われていると判断しております。

(7) 取締役会の決議による報酬の決定の委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長（社長執行役員 事業本部長）である近藤　学氏が各取締役の個人別の報酬額を決定しております。その権限の内容は月例の月額固定報酬と各事業年度内に賞与として支給する報酬からなる基本報酬の額です。

これらを委任した理由は、当社経営及び当社事業に精通し、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

(8) 社外役員に関する事項

① 取締役

取締役　田口　雄

ア．取締役会への出席状況

当事業年度において16回開催のうち14回出席、発言は豊富な経験・実績・見識により、出席の都度、適切な意見の表明がありました。

イ．重要な兼職先と当社との関係

田口雄税理士事務所の代表であります。同事務所と当社との間に資本関係及び取引関係はありません。

ウ．当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等

該当事項はありません。

エ．社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

行政分野における多様な経験に加え、税理士として税務及び財務会計に関する専門的な知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役　根本　美緒

ア．取締役会への出席状況

取締役就任後において13回開催のうち12回出席、発言は豊富な経験・実績・見識により、出席の都度、適切な意見の表明がありました。

イ．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ウ．当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等

該当事項はありません。

エ．社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

気象予報士、フリーキャスターの経験や地球環境学等の専門研究に基づく知見を活かして、当社のESG（環境・社会・企業統治）課題に関する提言等を期待するとともに、多様な人材による企業競争力の強化に向けた女性活躍の視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

② 監査役

監査役　小林　秀一

ア．取締役会への出席状況

当事業年度において16回開催のうち14回出席、発言は豊富な経験・実績・見識により、出席の都度、適切な意見の表明がありました。

イ．監査役会への出席状況

当事業年度において12回開催のうち11回出席、発言は豊富な経験・実績・見識により、出席の都度、適切な意見の表明がありました。

ウ．重要な兼職先と当社との関係

小林法務会計事務所の代表であります。同事務所と当社との間に資本関係及び取引関係はありません。

エ．当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等

該当事項はありません。

監査役　大江　耕治

ア．取締役会への出席状況

監査役就任後において13回開催のうち11回出席、発言は豊富な経験・実績・見識により、出席の都度、適切な意見の表明がありました。

イ．監査役会への出席状況

監査役就任後において10回開催のうち９回出席、発言は豊富な経験・実績・見識により、出席の都度、適切な意見の表明がありました。

ウ．重要な兼職先と当社との関係

桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナー弁護士であります。同事務所と当社との間に資本関係及び取引関係はありません。

エ．当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等

該当事項はありません。

5.　会計監査人の状況

(1)　会計監査人の名称及び当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

名　　称	内　　容	支　払　額
ＲＳＭ清和監査法人	公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	25,000千円
	公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	― 千円
	当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	25,000千円

(注) 1.　当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.　監査役会は、会計監査人の監査実施体制、監査の効率性と品質の確保についての基本的な考え方、重点監査項目、報酬の前提となる監査工数の見積りの妥当性及び前事業年度に係る監査報酬額を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(2)　会計監査人の報酬等に監査役が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移並びに監査体制を確認したうえで、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3)　非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4)　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6.　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)　業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制の基本方針に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

ア．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令遵守を経営の最重要課題として位置付け、「コンプライアンスマニュアル」に定めた行動規範、行動原則を取締役及び従業員全員が遵守するよう徹底することとする。

・取締役会規程により、取締役会を月１回以上開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督することとする。

・取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。

イ．使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「コンプライアンスマニュアル」をグループウェアに掲示するほか、研修・勉強会等を通じて従業員に徹底し、これらの遵守を図ることとする。

・内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くこととする。

・取締役は当社において重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告することとし、遅滞なく取締役会において報告することとする。

・法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として社内通報制度を整備し、「企業倫理ホットライン規程」に基づきその運用を行うこととする。

ウ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、「文書管理規程」及び「情報システム安全対策規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で保存・管理することとする。

エ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社の業務執行に係るリスク（不確実性）を洗い出し、それぞれのリスク毎に管理・対応策を定め、リスクの軽減に取り組むこととする。

・不測の事態が発生した場合は「緊急時対策マニュアル」によって事業本部長又は管理本部長を本部長（室長）とする対策本部（対策室）を設置し、迅速かつ適切に対応することにより事業の継続を確保するための体制を整えることとする。

・事業本部長、管理本部長、各部室長等のメンバーにより構成する「内部統制委員会」の定期的な開催により、リスク情報の収集、情報の共有化、対策の検討等を行うこととする。

オ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

カ．当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

・「関係会社管理規程」により、当社グループ各社に対する管理の基準を定め、必要に応じて当社への報告を求め、当社グループ各社における法令及び定款に適合するための指導、育成を行うものとする。

・業務執行を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、当社グループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導することとする。
・監査室は、当社グループ各社における内部監査を実施し、当社グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するよう努める。
・監査役は、当社グループ各社の監査役と緊密な連携を保ち、効果的な監査を行うよう努める。
・当社及び当社グループ各社は財務報告の適正性、信頼性を確保し、社会的信用の維持・向上を確かなものとする内部統制の体制を構築する。

キ．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役の業務補助者を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行うものとする。また、業務補助者は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役の指揮命令に従うものとする。

ク．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人は、業務又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事態を発見したときは、遅滞なくその内容を当社の監査役に報告することとする。また、当社の監査役は取締役会の他、全体会議等の重要な会議に出席するとともに主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることとする。
・当社は、当社の監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
・取締役は、「企業倫理ホットライン規程」による通報の内容、会社の対応等の顛末についても必要に応じて監査役に報告することとする。

ケ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行することとする。
・当社は、監査役もしくは監査役会が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

コ．反社会的勢力排除に向けた体制
・当社及び当社グループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。
また、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(2)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

・取締役会は社外取締役２名を含む取締役６名で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名も出席しております。取締役会は16回開催し、各議案についての審議を行い、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行の監督がなされており、取締役の職務執行の適正は確保されております。

・内部統制委員会を４回開催し、各部室長よりリスクやコンプライアンス等に関する報告を受け、対策の検討等を行い、損失の危険の管理に取り組んでおります。

・業務執行部門から独立した監査室にて、子会社を含めて内部監査を実施しており、業務の適正の確保を行っております。

・監査役は、社長懇談会を３回、会計監査人との意見交換会を６回開催し、監査役の監査を実効的に行っております。

（注）　本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びＲＳＭ清和監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年５月10日

株式会社新日本建物
取締役会　御中

ＲＳＭ清和監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　筧　悦生

指定社員
業務執行社員　公認会計士　戸谷　英之

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社新日本建物の2022年４月１日から2023年３月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不

備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上